

応仁・文明の乱以後の室町幕府と陰陽道

末柄 豊

はじめに

室町時代の陰陽道については、近年柳原敏昭氏の手になる一連の論考^①でようやく本格的な研究が緒についたということができよう。そして、柳原氏のみならず、今谷明氏の研究^②においても、足利義満以後の時期について將軍権力と陰陽道との密接な関係が指摘され、陰陽師の家格上昇と絡めて、室町時代はある意味において陰陽道の最盛期であったとの評価がなされている。というのは、陰陽道が宮廷人たちの生活を規定するものとして重視されたという意味での最盛期は平安時代であったにせよ、陰陽道・陰陽師が国家機構の中で最も大きな役割を期待されていたのがこの時代だったからである。

しかし、ひとくちに室町時代とはいいながら、柳原・今谷両氏の研究において対象として取り扱われたのは義満から義教までの時期に限られ、それ以後の時期は視野に入っていない。陰陽道の隆盛が將軍権力との密着によってもたらされたものであったとすれば、嘉吉の乱さらには応仁・文明の乱を経て將軍権力が変質・弱体化するなかで、陰陽道・陰陽師も変化を迫られたであろうことは想像に難くない。はたして村山修一氏の研究^③によって、戦国時代末に至って古代以来の宮廷陰陽道の伝統は終止符を打ち、近世における陰陽道は土御門家を陰陽道宗家として復

興されていったことが明らかになっている。室町時代の後期、宮廷陰陽道は衰退に向かっていたのである。

とすれば、陰陽道の動向を把握することにより、そこから逆に室町幕府の解体過程の側面を照らし出すことも可能であろう。つまり、陰陽師は元來公家社会の構成員であるゆえ、陰陽師と幕府との関係は公家社会と幕府とのつながりの最も密接なかたちを示すものと思われる。ゆえに、それを検討することで幕府の解体が公家社会にいかなる影響を有したのかを探る手がかりを得ることができるのである。本稿ではこのような観点から、勘解由小路^{カキユコミチ}在重という一人の陰陽師と彼の家が残した「天変地妖記」なる書に焦点をあて、応仁・文明の乱後における陰陽道の動向の一端を解明したいと思う。

一 勘解由小路在重

勘解由小路家は、中世において安倍氏とともに陰陽頭を独占していた曆家賀茂氏の本宗であり、在重自身ものに陰陽頭となる。そこでまず在重の経歴を簡単に押さえておこう。在重は永正十四年(一五一七)八月二十一日に五十九歳で病死している。ここから逆算すれば、長祿三年(一四五九)の生まれである。^④祖父在貞は陰陽頭を務め、同家で初めて従二位に昇った人物であり、在重の父在宗はその次子であった。^⑤在宗は陰

陽頭を務めることはなかったが、大藏卿を経て文明十年(一四七八)従三位に叙せられている。在重は文明十二年六月十五日叙爵し、同十六年五月十一日従五位上となった。官職ははじめ兵部少輔、ついで文明十六年八月五日には左馬頭となる。同年十一月伯父在盛の子つまり従兄弟たる在通の養子として勘解由小路家本宗を相続することになり、同年十二月曆博士に任ぜられた。以後位階は、延徳元年(一四八九)十一月二十六日正五位下、同四年八月六日従四位下、永正五年七月十八日従四位上、同八年八月正四位下、同十一年十月十八日従三位と進む。一方官職は、長享元年(一四八七)九月二十二日図書頭、永正五年十二月八日治部卿、そして同七年二月二十四日陰陽頭となった。上階の直前に陰陽頭を去り、かわりに長子在富がその職に就いている。一見その経歴は順調であるかに見えるが、彼の生涯は決して平坦なものではなかった。以下、在重の活動を詳しく見ていきたい。

応仁・文明の乱による室町幕府の分裂は公家社会とも無縁ではなかった。もちろん、陰陽師として例外ではない。応仁二年(一四六八)十二月五日足利義親および西軍与同の公卿たちが解却されているが、その中に陰陽師の名を見出すことはできない。しかし、翌年改元定の日次の勘申に際し、陰陽頭安倍有祐が「敵陣」にあつたため、刑部卿土御門有宣が代わって勘申したことが見えている。義満の時期以来一世紀近くを経て將軍権力と密着して来た陰陽頭であつてみれば、將軍権力を含む室町幕府の分裂とは無関係でありえなかつたのである。義親が將軍を名乗る以上、自らの陣営に陰陽師をも必要としたのであろう。そして、西軍に身を投じたことが知られる陰陽師はこの有祐に限られない。

「宣秀卿御教書案」三には在重の義父在通を正三位に叙する文明十六年十二月八日付の口宣を載せている。「宣秀卿御教書案」は中御門宣秀が藏人・弁官在任中に作成した論旨・口宣・口宣案・宣旨などをその父宣

胤が書留めたもので、書札礼に関する注記の付されていることが多い。この口宣では「従三位賀茂朝臣」の下に片字を付けるか否かが問題となった。在通が賀茂姓にして従三位の最上首ないしは唯一の者であれば判別のために実名中の一字を小書きする必要はないが、上首がいれば必要なのである。宣胤ははじめ「従三位内賀茂氏一人之間不及片字」としたが、「但引勘之処在宗上首由在之、同姓也、仍付下一字」とした。しかし「遣口宣案之処、在宗已出家云々、仍不及片字」という結果に落ち着いている。この「同姓也」の下に「乱中在敵陣、今在九州云々」と見える。つまり在重の実父在宗も、応仁・文明の乱中に西軍の陣にあつたわけである。

ここに「今在九州」とあるとおり、在宗は大内氏の分国に下向していた。「大内氏実録土代」十四所収の文明十一年卯月十三日付河津掃部允弘とから、文明九年大内政弘が京都から帰国した際、ともに下向したものと考えられる。在宗はおそらく応仁二年以来西軍に属し、そのまま周防に下向したのであつた。しかし、周防に下つたことは京都にあつた兄在盛さらには朝廷との関係に何らの変化をもたらずものではなかつた。在盛は文明十年明年の大三合厄に関する勘文を公武に進めたが、大内政弘にも勘文を送っている。さらに同年七月二十八日在宗は周防にありながら従三位に叙せられているのである。

在重は文明十六年四月十二日海路周防から和泉堺に到着しており、父在宗とともに周防に下向していたことが知られる。堺において在宗の知己であつた海会寺住持季弘大叔を訪ねたため、その『蔗軒日録』に足取りの一端を窺わせているのである。在重はこのうち同月二十日に入京し、翌月の昇叙、八月の任左馬頭を経て、十一月在通の養子として勘解由小路家の家督相続者となる。さらに翌十二月に曆博士となり本格的に

陰陽師として活動することになると思われるが、長享二年に至るまで陰陽師としての活動は確認できない。

文明十七年四月十三日大叔が競秀軒東周興文から受け取った書状によれば、このころ在重が美濃に下向していたことが知られる。大叔が前月十二日に在重自身から受け取った書状にはその旨なく、七月末には三条西実隆の許を訪れているから、ごく短期間の下向であったと思われる。大宮長興のように、家領不知行による経済的疲弊を癒すため美濃まで短期間で往還した例もあるが、在重の下向に経済的な問題が絡んでいたという徴証を見出すことはできない。むしろその目的はすぐれて政治的なものであったと考えられる。在重の下向が記されていたのが興文の書状であったことの意味は小さくない。興文が大内氏の在京雑掌として活動していたことは夙に知られている。そして当時の美濃には文明九年斎藤妙椿とともに下向した足利義視・義材父子があったのである。そのうえ在重が前年まで周防にあったことを勘案すれば、在重の美濃下向は大内政弘の意を承けて義視らと連絡を取ることに目的があったと考えられる。さらに在重が翌年周防に短期間下向していることもこの想定を裏付けるであろう。周防から再上洛した²⁹在重は、大内政弘から依頼を受けた周防水上山興隆寺への勅額授与について、実隆を通じて朝廷に働きかけをしている。このほかに大内氏と朝廷や公家との交渉のため少なからず尽力したことが『実隆公記』に照らして明らかであり、在重は大内氏ときわめて密接な関係を保ち続けていたことが知られる。

長享二年以後、在重はようやく陰陽師としての本格的な活動の足跡を史料上に残しはじめる。さらに延徳二年旧知の足利義材が將軍となったことで、陰陽師としての前途は安泰であるかに思われた。しかし、明応二年(一四九三)四月細川政元は將軍義材を廃し、香嚴院喝食清晃の將軍擁立を謀った。いわゆる明応の政変である。在重の陰陽師としての活

動は同年三月に河内正覚寺の陣中であつた義材に勘文を送つて以降途絶えており、京都からの出奔を遂げたものと思われる。はたして明応四年六月に至り、実隆の許に周防にあつた在重からの書状が届いている。そして、義尹と改名した義材が明応八年義興を頼つて周防に下つたのち、在重がその近くにあつたことは、義尹に同行にしていた伊勢貞頼の家集「下つふさ集」などから見て間違いない。では、在重は明応四年以後もそのまま周防にあり続け、周防で義尹に合流したのであるか。この点を明らかにしてくれるのがつぎに掲げる「益田家文書」五十五所収の七月八日付益田孫次郎宛勘解由小路在重書状である。

猶々如今候也、洛下時宜不及一戦不可有正躰候、自諸国馳參敷之由注進到来候、近国儀不及申候、

卯月廿八日芳墨去月十一日到着、委細令披閱候畢、抑出国之後自是雖企一行、度々便宜不輒候之間無其儀候、遙久絶音問候条、且暮御床敷存候之處、条々示預候、成合顔之思、再三難打置存計候、

一御進上織物^二并御札両三通到来候、舍人助右衛門御懇望之旨申候之間、内々以故実御使僧下着候通以、伊豆守^一色部大輔方へ慥令伝達候、私へ御状以下則披露候、委曲自彼方上意之旨直御報候、可被申候、是又取進之歟、珍重候、殊不存寄候織色一両送贈候、遠国之事候之間、爰元大切一段自猶御懇芳志不知所謝候、

一畠山尾州被仰合、以南北軍勢近々御入洛事被仰出候砌、自京都叡山を可陣取支度露頭候之間、三塔一味、七社神輿動中堂・大津・坂本・山科・宇治・山城脇に至候て山門一同候、左候間六角方^一へ注進候哉、差遣軍勢坂本警固候、近江口・山城口以下相留候、然間来十三日御門出、同廿日御入洛必定候、

一防州切々之御催促候、先一勢被進之由御報候、両国之御勢定而可有

其催候、雖不可有御由断候、此刻被抽忠功候者、弥上意可被思食神妙候、殊指出御申事候之間、旁以肝要候、於爰元時宜者聊不可存疎意無沙汰候、何事候共相応儀無御隔心可承候、余取乱候之間不能一候、猶彼舍人可申候、恐々謹言、

七月八日

在重(花押)

益田孫次郎殿回章

同じく「益田家文書」五十五に同一の花押を有する年未詳六月十二日付の在重書状が存し、その端に貼り継がれた包紙上書に「勘解由小路図書頭在重」とあることからすれば、この書状が勘解由小路在重の書状であることに疑問の余地はない。畠山尚順や大内義興と連携を取りつつ上洛を企図していること、さらに先に述べた在重の動向から考えれば、足利義尹のもとにあった在重が益田孫次郎に対して出兵を呼びかけたものと見ることが出来る。また「来十三日御門出、同廿日御入洛」とあるものは、在重が勘申しした日次であろう。在重は陰陽師という職能によって義尹に奉仕していたのである。

義尹の上洛は明応二年六月京都から逃れて越中に赴いて間もないころから風聞されていたが、実際に上洛を試みたのは明応八年十一月のことであった。しかしこの上洛は本来七月に予定されていたものである。この年六月二十九日の夜、延暦寺僧徒の一部が西坊城頭長や桃井某らとともに寺中に閉籠し、七月二十日には細川政元被官の赤沢宗益・波々伯部元教らによって攻められ、根本中堂・大講堂などの炎上を招くに至っている。この閉籠は義尹の上洛に呼応せんとしたもので、近衛政家はちょうど七月二十日に「越前大樹去十三日在所之八幡へ出門、今日可被立国云々」と記した。また同月十二日に大乘院尋尊は北国から戻って来た杉川平左衛門の注進として「来廿日可有御出陣、十三日鶴川マテ可有御成、

十六日ニハ奉公女房共坂本ニ可付云々」と記している。これらをさきの「畠山尾州被仰合」に始まる一つ書と照らし合せれば、この書状が明応八年の書状に他ならないことが認められる。なお原文書を閲したところ、六月十二日付の書状が楮紙の縦紙であるのに対し、この七月八日付書状は雁斐の切紙であり、³⁹⁾軍事的緊張下の密書的な性格を有するものであったと考えられる。

在重が「出国之後」孫次郎との連絡が困難になった旨を述べていることからすれば、在重が「出国」したのは周防であろう。つまり在重は周防から義尹のあった越前に馳せ参じたのである。「防州切々後催促候、」に始まる一つ書に見えたとおり大内義興が義尹に通じていたことは間違いない。文明十六(十八)年にも在重が大内政弘の意を承けて義視・義材父子との連絡にあたっていたことを考えあわせれば、在重が周防から越前へ赴いたことは、大内義興の側から義尹への積極的なアプローチと見ることができよう。大内氏と義材との連携は早くも政変の翌年明応三年から風聞されていたが、⁴⁰⁾ここに至ってようやく本格的な動きを見せはじめたのである。そのなかで在重は陰陽師という職能にとどまらず、大内氏と義尹とをつなぐ役割をも担っていたのである。この明応八年の上洛は近江坂本において六角高頼らに敗北を喫したことで失敗に終り、義尹は義興を頼って周防へ下った。在重がそれに同行したことは言うまでもない。

周防における在重の活動を示すものとして注目されるのは、「不問物語」なる軍記物のつぎの記事である。⁴¹⁾

去問、如此ニテ延々トイッマテ田舎ニテハ御年月ヲ可被送ナレハトテ、永正元年甲子十二月三日、^{庚申}今夜御門出トソ聞ケル、^{後六ヶ年}自御下向以此間自御座所卯辰之間乙方ニ相当、節分以後九十日ハ東ノ方當ニ王相

之方、二月中以後九十日ハ辰巳方当王相方、是以年内之御門出也云々、御座所ハ新豊院トテ左京兆義興之伯母之比丘尼住持之院家也、則陰陽圖書ノ頭在重御前ニマイル、出立ハ鍔直垂帶劍差鞭、軍陣御出入反閉以下次第御相談在之、御加持三宝院僧正、(下略)

これによって、在重は陰陽師として義尹に奉仕し、その奉仕は三宝院持嚴という門跡の加持祈禱と一具になって完結するものであったことがわかる。陰陽師の側が將軍権力の動向と無縁でありえなかったと同様に、將軍権力も陰陽師や護持僧を必須の存在とするに至っていたわけである。さらに義尹は阿野季綱・烏丸冬光という羽林・名家双方の公家をも従えており、將軍権力の分裂が武家内部で完結するものではなかったことを如実に示している。

一方、義材を將軍職から逐った細川政元は、永正四年六月二十三日その養子である澄之を擁した内衆香西元長・薬師寺長忠らによって殺害された。澄之らもそれから間もない八月一日いま一人の養子澄元に攻め殺されてしまう。さらに細川氏庶流の阿波守護家の出身であった澄元およびその被官三好之長らは旧来の細川京兆家内衆と対立を来すに至り、畿内の政治情勢は流動化しはじめた。ここにおいてようやく義尹は大内義興とともに上洛の途に就き、京兆家内衆に推されて澄元に代わった高国とその姉婿たる畠山尚順とに迎えられ、永正五年四月二十七日堺に着岸したのである。義尹はそのまましばらく堺にとどまり、上洛を見たのは六月八日のことであった。

この東上には、義尹と同行してあるいは後を追って周防に下っていた奉公衆や奉行人のほか、阿野季綱・烏丸冬光さらには三宝院持嚴なども随従していた。五月二十六日三条西実隆は経師良椿のため在重に宛てて書状を認めている。⁽⁴²⁾良椿は勘解由小路家を本所とする摺磨座の支配につ

いて在重の安堵を得ようとしていたのであり、そのまま堺に下って在重の安堵を得たのであった。⁽⁴³⁾これにより在重も義尹と同行していたことが確かめられる。

阿野季綱および烏丸冬光は上洛後間もない七月一日義尹が従三位に叙せられるのと同時に昇叙し、さらに同月中に参議となって公卿に列している。明らかに義尹の執奏によったものである。在重も七月十八日に昇叙し、十二月には任治部卿という恩栄に浴した。また翌年三月には後柏原天皇のため天曹地府祭を修しており、幕府のみならず朝廷においても重用されている。さらに永正七年二月には陰陽頭となり、従三位に叙せられる直前の同十一年六月には陰陽頭を長子在富に譲った。そして同十二年には後柏原天皇の御祈管領となっている。⁽⁴⁵⁾在重の陰陽師としての活動はきわめて順調なまま同十四年の病没にまで至るのである。

在重の陰陽頭就任および長子在富への継承に義尹の後援が与って小さくなかったことは確実であるし、義尹から陰陽師として重用されたことも間違いはない。しかし在重にとってより重要なのは大内義興との関係であったと思われる。永正五年七月義興が周防に帰らんとした際、あるいは同年十二月義興が東大寺領の周防国衙を押領したため東大寺が閉門に及んだ際、朝廷を代表してあるいは東大寺の意を承けて義興との交渉の必要に迫られた三条西実隆は、在重に仲介を依頼しており、それぞれ一応の成果を見ているのである。⁽⁴⁶⁾また在重死後の永正十六年在重の三男在康は周防に下り、前年帰国していた義興が山口に勧請した高嶺大神宮の内宮立柱の日時について勘申している。⁽⁴⁷⁾つまり子の代に至るまで大内氏との関係が継続していたことが知れる。それに対して永正十八年義植(前名義尹)が京都から淡路に出奔したのち、在重の遺児は決して淡路に赴いてなどいない。当時陰陽頭であった在富は引続いて新將軍義晴の祈禱に奉仕しているのである。⁽⁴⁸⁾明応年中在重が越中の義尹の許に赴いたの

は義興の意を承けてのものであり、さらに文明十七年在重が美濃の義視・義材父子に赴いたのも義興の父政弘の意を承けたものであったと考えられる。つまり在重は大内氏との関係から義尹に親昵したという面が大きかったのである。

二、「天変地妖記」

在重の長子在富が後継者のないままに永禄八年(一五六五)八月十日死去すると勘解由小路家は断絶の危機に瀕した。ために正親町天皇の命で土御門有春の末子がその名跡を相続して在高を名乗った。しかし、在高は夭折したらしく、天正三年(一五七五)有脩(有春の子)の長子久脩が勘解由小路在綱として出仕するに至っている。しかし同五年有脩が嗣なく死去すると、在綱は復姓して土御門久脩に戻ってしまった。同年在昌なる者が在富遺跡を相続したが、慶長八年(一六〇三)に死去するに及んで以後同家に関する所見は絶える。⁴⁹この過程で勘解由小路家の家伝史料の一部が土御門家に残されることになった。現在、土御門家に伝わったことが明らかかな史料の中には勘解由小路家由来のものをいくつか見出すことができるのである。

例えば「土御門家文書」の中に永正八年(一五一二)十二月二十一日付陰陽頭宛後柏原天皇綸旨がある。この陰陽頭は既述のとおり在重である。また十二月二十六日付左馬頭宛大内義興書状がある。この左馬頭は在重の長子在富であり、永正七年から同十年の間のもと思われる。このほか「家秘要録」六冊中の二冊および「天変地妖記」といった勘文集も、所収の勘文および紙背文書からみて勘解由小路家に由来したことが明らかである。

これら勘解由小路家に由来する文書・典籍のうち、ここで注目したいのは「天変地妖記」なる勘文集である。東京大学史料編纂所にはこの書

の影写本一冊を架蔵するが、その奥書によれば、昭和三十四年(一九五九)西宮市在住の土御門範忠氏所蔵本を神田茂氏より転借したものであるという。このとき同時に、「家秘要録」六冊、「家道要録」一冊、「家秘要抄」一冊も影写されている。宮内庁書陵部にもこれらの写本を架蔵するが、「天変地妖記」は「家秘要録」の第三冊として扱われている。書陵部において同書を書写したのは昭和三十七年であった。史料編纂所における影写がこれに先行していることからすれば、この書を「家秘要録」とは別の単独の書として扱うことが許されるであろう。

「天変地妖記」はその名の示すとおり天変地妖勘文ばかりを集めている。天変地妖勘文とは、流星・彗星および日月や五星の変異といった天変、あるいは地震・雨雹などの地妖について勘申したものである。⁵⁰勘解由小路在通・在重父子によって勘申されたものを中心に、長享二年(一四八八)正月から永正九年七月までの五十一通を載せている。各紙に紙背文書があり、表の勘文の日付とさほど隔たぬ時期の文書が反故として使用されていることから見て、勘申するのとほぼ同時に控えとして書かれたものを保存しておき、のち整理して冊子にまとめたものと考えられる。

この書において最も注目される点は、それぞれの勘文について持参した先を記してある場合が少なくないことである。同じく天変地妖勘文を収載した「家秘要録」にはこのような記載はほとんどなく、この書の大 きな特徴と言ってよからう。例として、延徳三年(一四六一)四月二日の熒惑占勘文について見てみよう。

去月廿三日戌時熒惑守軒轅左民客、相去七寸所

天文要録云、熒惑守軒轅、国家不安有憂、

又云、熒惑入轅、大臣有病期半周、

(別表)「天変地妖記」に見える勸文の送付先

年	勸文の送付先	
	月	日
長享2	正	28
長享3	2	5
延徳2	8	11
延徳3	2	6
延徳4	1	14
明応元	9	15

室町殿(足利義尚)、二階堂(政行)
御陣御所(足利義尚)、二階堂(政行)、(ほかに仮名勸文があり、日野富子に宛てたものと思われる)
東山殿(足利義政)、勢州父子(伊勢貞宗・貞陸)、今出川殿(足利義規)、(ほかに仮名勸文を上様こと日野富子へ)
下御所両御所(足利義規・義材)、勢州父子(伊勢貞宗・貞陸)、土岐(成頼)
下御所様(足利義材)、伝奏(勸修寺教秀)、勢州(伊勢貞宗)、細川殿(政元)、細川典厩入道殿(政国)、慈雲院殿(細川成之)
御所様(足利義材)、伝奏(勸修寺教秀) ↓ 禁裏
御所様(足利義材)、伝奏(勸修寺教秀) ↓ 禁裏、勢州(伊勢貞宗)
葉室殿(光忠↓足利義材)、伝奏(勸修寺教秀) ↓ 奏聞
葉室殿(光忠↓足利義材)、伝奏(勸修寺教秀) ↓ 奏聞
葉室中納言(光忠↓足利義材)、他所略之
公方様(足利義材)、伝奏(勸修寺教秀)、勢州(伊勢貞宗)、大内左京大夫方(義興)、梶井殿(堯胤法親王)、讚州父子(細川成之・義春)
(足利義材)、伝奏(勸修寺教秀)
(足利義材)、伯(忠富王)、讚州(細川成之)
(足利義材)、伝奏(勸修寺教秀) ↓ 禁裏

[註]	*を付したものは、先方よりの所望に応じて勸文を送付した旨の記載があるもの。	
	月	日
明応2	3	1
明応3	5	7
明応4	2	25
永正元	4	14
永正2	2	13

御陣(足利義材)
河州御陣所(足利義材)
公方(足利義高)、広福院殿(永俊)、細川殿(政元)、典厩(細川政国)、伊勢貞宗、伊勢備中守(貞陸)、*玄蕃頭(上野元治)、*上原紀伊守(元秀)、三上越前守(員光)、伝奏(勸修寺教秀) ↓ 内裏、讚州(細川成之)、竹田法印(定盛)、(ほかに仮名勸文を上様こと日野富子へ)
御所様(足利義高)、伝奏(勸修寺教秀) ↓ 禁裏、讚州(細川成之)、細川殿(政元)、*南都
御所様(足利義高)、伝奏(勸修寺教秀)、細川殿(政元)、勢州父子(伊勢貞宗・貞陸)
御所様(足利義澄)、勢州(伊勢貞宗)、禁裏様・細川殿へ略之、*梶井門跡(堯胤法親王)、竹田法印(定盛)、飯尾加賀守(清房)
御所様(足利義澄)、細川殿(政元)、禁裏(勸修寺へ付之)、勢州(伊勢貞宗)、*司箭院(興仙)
御所様(足利義澄)、禁裏、細川殿(政元)、司箭院(興仙)、勢州(伊勢貞宗)、竹田法印(定盛)
御所様(足利義澄)、禁裏、細川殿(政元)、司箭院(興仙)、竹田法印(定盛)、*惠林院祥首座
禁裏(伝奏(勸修寺へ付之)、武家(足利義澄)、細川殿(政元)、勢州(伊勢貞宗)、竹田法印(定盛)、司箭院(興仙))

又云、女主当之、

石申曰、五星入軒轅宮中、乗守有逆賊臣災起、

郝明日、火星登運軒轅中、賊凌上諫臣謀君、

延徳三年四月二日

図書頭在重

正二位在通

今月二日、御所様家君持参之、并伝奏勸修寺へ以杉原註之被進之、

禁裏へ進上ノ為ニ主計持参之、奥ノ位署図書頭殿計載之、家君略之、

同六日勢州へモ付之、横川方へ付遣之、

ここで注目しておきたいのは、禁裏つまり天皇よりも御所様つまり將軍が重視されていたことである。まず記載順序がそれを物語る。この例

とは逆に將軍よりも禁裏が先に書かれているのは、持参先の書き置かれた二十四例中わずか一例に過ぎないのである。さらに將軍に勘文を進上しなかったことはないが、禁裏ないしは伝奏に持参していかないことは少なくないのである。この例において禁裏進上分については在通が位署を略していることも、將軍と禁裏とに対する彼らの態度の違いを示すものといえよう。さらに用紙もそれと無関係とは思われない。伝奏つまり禁裏へは杉原紙を用いているが、延徳二年十一月二十九日付の彗星占勘文の場合から將軍へは引合を用いたことが知られる。引合は檀紙の一種であり、杉原よりも公的な紙として扱われ、なおかつ杉原より高価であった。この時代において陰陽師が將軍との関係を最も重視していたことは、柳原・今谷両氏の研究の示すところとまったく齟齬しない。

勘文の持参先は陰陽師の意識を反映したものであり、彼らが將軍権力との密着からその権力の帰趨を敏感に感じ取ったであろうことを考えれば、その変遷を追うことは意味のないことではない。そこで持参先の書かれた二十四件を抽出・整理してまとめたのが別表である。勘文の送付

先がかなり激しく変動していることが知られよう。そして、この変動は政治情勢の変動と密接に連動していたと考えられる。以下、その変遷を追ってみよう。

將軍義尚の段階では、將軍とその近習二階堂政行そして將軍生母日野富子にしか送付していなかったが、義尚の死後これに変化が訪れる。まずは伊勢氏の登場である。これ以後もほぼ一貫して伊勢氏への勘文送付は続いており、義尚の段階において將軍への勘文進上のバイパス的な役割を果たす者であった二階堂政行とは異なり、將軍とは相対的に独立した送付先として現われたものと評価できる。この時期幕府の機関として唯一継続して本格的な活動を行っていた政所の主宰者として、伊勢氏が重視されてきたことを示すものであろう。

延徳二年正月七日義政が死亡し、同年七月五日義視の子義材が將軍となる。この延徳二年の段階では、義材の反対勢力である細川政元・政国らが送付先として見えている。しかし翌年からは義材の申次として活躍していた葉室光忠に送付するのみとなる。延徳四年義材の近江出陣中には送付先が増加しているが、延徳二年の段階で見えていた細川政元や日野富子には送付しておらず、送付を受けているのは大内義興や細川氏でも阿波守護家の成之・義春父子などであった。明応年間における大内氏の動向や細川氏において阿波守護家が保持していた独自性からみれば、彼らはこの時期から既に義材に近い人々と見られていた可能性が高い。つまり、義材が將軍であった間、義材と在重との関係から、義材とそれに近い人々にのみ勘文を送付し、政元や日野富子といった反義材勢力の人々には送付しなかったわけである。

ところが、明応二年四月義材が細川政元の手で廃されると、勘文の送付先が大幅に増加する。細川政元・政国および日野富子が再び送付先として登場するほか、細川京兆家被官の上野元治や上原元秀が自ら所望し

て勘文の送付を受けている。ほかにも自ら所望したものか否かはわからないが、伊勢氏被官の三上員光や富子の兄広福院永俊、さらに医師竹田定盛なども勘文の送付を受けているのである。翌年以降送付先が減少しており、これは政変直後の一時的な現象であったと思われるが、延徳二年義材の將軍就任直後にも勘文の送付先が増加したことを考え合わせれば、政権の不安定期に勘文の送付先が増加すると言うことができそうである。その中で自ら勘文の送付を要求することは、単なる自らへの権威付けのための行為とも考えられるが、天変地異の意味するところを知ってそれに対応せんとすることであってみれば、天意に應ずる治者としての意識を表出したものと見ることも可能なことは注意を要する。

永正年間において注目すべきは、送付先として司箭院興仙が登場することであろう。永正元年六月二十六日付の太白占勘文について、「此変異之事、自司箭院被申送之間註進之、(中略)司箭院へ八家君持參之、^(在重)とあり、そもそも興仙の所望こそが勘申の契機となっていた。そして、このち勘申の度ごとに興仙へも勘文が送付されている。前稿で指摘したとおり、興仙は細川政元の魔法修行の師であり、政元の権力機構のなかで宗教的な部分を担う存在であった。⁽⁵³⁾興仙の所望が勘申の契機になり得るということは、陰陽師にとっても細川政元の存在が將軍の存在とは別個に重視しなければならぬものとなっていたことを明確に示しているといえよう。

このように天変地妖勘文送付先の変遷から読み取れることは多岐にわたるが、陰陽師の將軍権力の帰趨に対する反応の鋭敏さが強く感じられる。そのなかで勘文の送付先が義材の襲職及び明応の政変という將軍権力の変動期に増加することから、將軍権力の拡散とでもいふべき状況を知ることができよう。つまり、従来天変地異の意味するところを知って慎みや祈禱という対応をとるべき者は、武家においては將軍のみに限

られていたが、これに積極的に対応することによって、自らの権力を正統化せんとする者が現われたと考えることができるのである。

応仁・文明の乱によって室町幕府が將軍権力をも含めて分裂したことについては、その構図を祖型として利用した細川政元が明応の政変を行ったことから、將軍権力そのものの解体過程のなかで重要な意義が与えられている。⁽⁵⁴⁾もちろん、ことはひとり細川政元の問題に限られない。応仁・文明の乱において西軍に属して戦った諸將が、乱後分国に下国して領国支配を行うにあたり、彼ら自らが一たび西幕府を構築したという事実の持つ意味は小さくなかった。つまり、幕府の地方支配機構の一環を担う守護としてではなく、領国支配を行う大名として、幕府をモデルとしつつ独自の権力機構を創出する動きを本格化させることができたのである。その際、將軍権力が公家社会の一部を必須の構成要素として組み込んでいたことから、大名たちのなかにもこれを求める動きの現われる場合があった。これが応仁・文明の乱後における公家の地方下向の前提をなしたことは見やすい道理であろう。公家の地方下向のセンターとなった美濃と周防とが、いずれも西軍の有力者の分国であったことは決して偶然ではないのである。

このような動向のなかで、陰陽師こそが將軍権力と最も密着していた公家社会の構成員であってみれば、宮廷陰陽師の大名に対する奉仕があらわれることも不思議ではない。在重の美父在宗は周防にあって大内氏のため日時勘申や身固・本命星供養等の活動を行っていた。⁽⁵⁵⁾在重の三男在康も同様であったことは先に述べた。在重の長子在富も、天文二年(一五三三)三月土岐氏のもとで実権を掌握していた長井豊後守の病氣を攘わんがため、泰山府君祭を執行せんと美濃に下向しているのである。⁽⁵⁶⁾長井豊後守は初名を長井新九郎規秀といった斎藤道三の父である可能性が高いとされており、この動向がより典型的な戦国大名につながっ

ていくものであることを示唆している。また、勘解由小路家と並ぶ陰陽師の一方の雄土御門家についてもこのような動きがないではなかった。土御門有春は家領若狭国名田荘に下向していたが、永祿四年同国小浜において武田紹真(信豊)の「仰」せよって月占勅文を進上しているのである。⁵⁸先に見た「天変地妖記」の記す勅文送付先の拡大もこれと同根の動向の表われであったと考えられよう。

おわりに

室町時代、將軍権力との密着によって最盛期ともいべき状況を迎えた陰陽道は、応仁・文明の乱の勃発以後、逆に將軍権力との密着のゆえに政治情勢の変化に翻弄されねばならなかった。西軍に身を投じた勘解由小路在宗は、その中で大内政弘との関係を強め、実子在重は大内氏との関係に沿ったかたちで將軍との関係を取り結ぶに至ったのである。つまり、応仁・文明の乱を契機に將軍との関係から大名との関係を生じ、ついに後者が前者を規定することとなったものといえる。

このような動向は、正親町三条公治・実望父子の場合と少なからず近似している。⁵⁹正親町三条家は室町殿家礼の家で、乱中西軍にあった公治(初名只躬)は畠山義就に親昵するようになった。乱後幕府に再出仕した公治は、將軍義尚の側近のなかでも中心的存在というべき位置にあり、文明十八年(一四八六)三月義尚に懇望して畠山義就の赦免の意向を得た。しかし、これを喜ばない細川政元の軍勢に邸宅を襲撃されて近江坂本に没落するに至っている。義材が將軍になるに及んで元來西軍陣中であつたことからすれば重用されても不思議ではないのだが、義就・基家に近かつたため、畠山政長を後援して細川政元に対抗せんとした義材の容れるところとはならず、依然坂本にあり続けた。ところが明応の政変が勃発すると坂本から上洛し、同じく入京した基家を自邸に招じて対面

しているのである。この関係も与つて公治の子実望(初名実統)は政元の擁立した將軍義高(のち義澄)の側近中の随一となる。それゆえ永正五年義尹と改名した義材が再上洛する直前に京都を遁れ、妻の父今川氏親を頼つて駿河へ下向するに及んだのであつた。

従来の研究において、応仁・文明の乱後にあらわれる公家の地方下向については経済的な側面から追及することが主で、政治的な意味合いを強調するのは永祿年間以後に限られることが多かった。⁶⁰しかし、室町殿家礼たる家を始めとして將軍と密接な関係を有していた公家は少なくなかった。義満の段階において日本国王たる室町殿は公武双方に君臨する存在になつたが、義持以後公家のなかにおいて天皇との関係をより重視する家と將軍との関係をより重視する家との差異が徐々に明確化していった。しかるに応仁・文明の乱に至つて將軍との関係をより重視していた家は、明応の政変までは潜在的に以後は顕在的に將軍ないしは將軍たらんとする者が常に並存するという状況のなかで、天皇への傾斜を強めるのでなければ、大名とのあいだに新たな関係を取り結ぶことが必要となつてきたのである。そこから地方に下向する者も現われるようになる。公家の経済的な基盤の保障は幕府に拠るところが大きかつたことから、幕府の解体が公家社会に与えた経済的な打撃の大きかつたことは言を俟つまい。しかし、幕府の解体が公家社会に及ぼした影響はそれに限られず、政治的にも天皇への集中と地方への拡散という二つの動きをもたらしたと考えられるのである。そして公家社会と幕府とのつながりの最も密接なかたちを示す陰陽道の場合、地方への拡散という動きが大きく、宮廷陰陽道の衰退という事態にまで立ち至つたのである。つまり將軍権力と密着することで隆盛を迎えた陰陽道は、それゆえに衰退したのであつた。

〔注〕

- (1) 柳原敏昭「室町政権と陰陽道」(『歴史』七一輯、一九八八年、のち村山修一ほか編『陰陽道叢書』二、名著出版、一九九三年に再録)、「応永・永享期における陰陽道の展開」『看聞日記』を中心として(『鹿児島大学法文学部紀要・人文科学論集』三五号、一九九二年)、「南北朝・室町時代の陰陽道―建武新政期から嘉吉の乱直後まで―」(『鹿大史学』四〇号、一九九二年)、「廻祈禱」について(『東北中世史研究会会報』六号、一九九三年)、「安倍有世論―足利義満に仕えた陰陽師―」(羽下徳彦編『中世の政治と宗教』吉川弘文館、一九九四年)、「義持政権期の陰陽道」(『鹿児島中世史研究会報』五〇号、一九九五年)。
- (2) 今谷明『室町の王権―足利義満の王権纂奪計画―』中央公論社、一九九〇年)、「足利義満の王権纂奪過程」(小川信先生の古希記念論集を刊行する会編『日本中世政治社会の研究』続群書類従完成会、一九九一年)。
- (3) 村山修一『日本陰陽道史総説』(瑞書房、一九八一年)。
- (4) 『公卿補任』永正十四年条、『蔗軒日録』文明十六年四月十八日条に「在重当年廿六歳」とあることも参照。
- (5) 『康富記』宝徳元年十二月十二日条に朔旦冬至叙位で正五位下に叙せられた者として賀茂在政(在宗の初名)が見え、「在貞次男」との傍注が付されている。「蔗庵遺稿」所収従二位賀茂朝臣在貞公肖像并序に「仲子在宗公」とあることも参照。
- (6) 『後奈良天皇宸記』天文四年正月三日条に、寛正六年正月二日在宗が陰陽頭に非ざるも天皇に對面して身固を勤めた旨が見えている。
- (7) 『公卿補任』文明十年条、「兼頭卿記」文明十年七月二十八日条、「正任記」文明十年十月十五日条。
- (8) 「歴名土代」。
- (9) 『蔗軒日録』文明十六年四月十二日条。
- (10) 「歴名土代」。
- (11) 『実隆公記』文明十六年十一月十日条。『翰林葫蘆集』所収在通肖像贊も参照。
- (12) 「宣秀卿御教書案」三所収文明十六年十二月八日付後土御門天皇口宣、『実隆公記』文明十六年十二月十日条。
- (13) 「歴名土代」、『実隆公記』延徳元年十二月二十二日、永正五年七月二十日条、「公卿補任」永正十一年条。
- (14) 「宣秀卿御教書案」三所収長享元年九月二十二日付後土御門天皇口宣案。
- (15) 『実隆公記』永正五年十二月十八日条。
- (16) 「歴名土代」。
- (17) 『公卿補任』享祿四年条および「歴名土代」によれば、在富は永正十一年六月七日陰陽頭に任ぜられたとある。しかし「三合勘文部類」(京都御所東山御文庫記録内三十一)所収永正十一年六月十九日付勘解由小路在重・在富勘文では「左馬権頭賀茂朝臣在富」と見えており、未だ陰陽頭でなかったと思われる。ただしこの勘文には「治部卿賀茂朝臣在重」なる署名も見えており、「守光公記」永正十一年正月二十日条所載同日付同前勘文に「陰陽頭賀茂在重」とあったことからすれば、在重はこの間に陰陽頭を辞したと考えられる。そして、「頼継卿記」所収(永正十一年)十二月十九日付勘解由小路在富勘文には「陰陽頭在富」とあり、この年在富が陰陽頭に任ぜられたことは確実である。「守光公記」永正十一年二月八日条によれば、伝奏広橋守光が勘解由小路在基の上階および在重から在富への「陰陽頭讓補事」について後柏原天皇に奏聞したところ、在基は在国のゆえ勅許あらず、讓補については在富の年齢に関する下問があったと見える。一方の在基が結局五月十九日に従三位に叙せられていることからすれば、それから程経ずして在富が陰陽頭に任ぜられたとしても不思議ではあるまい。やはり六月ごろ陰陽頭となったのではなからうか。
- (18) 『公卿補任』応仁二年条。
- (19) 「改元部類」(柳原家記録十八)所収「糟粕記」応仁三年三月十四日条。
- (20) 宮内庁書陵部所蔵原本。東京大学史料編纂所架蔵写真帳による。なお、同書の性格上、口宣と口宣案を厳密に区別できないことも少なくないが、ひとまず上卿銘まで写されているものを口宣案、そうでないものを口宣と呼んでおく。口宣と口宣案との相違および上卿銘については、富田正弘「口宣・口宣案の成立と変遷―院政Ⅱ親政と天皇Ⅱ太政官政との接点―」(『古文書研

- 究」十四・十五号、一九七九・一九八〇年)を参照。
- (21) 『長興宿禰記』文明十年六月二十五日条、「正任記」同年十月十六日条。
- (22) 前註(7)。
- (23) 『蔗軒日録』文明十六年四月十一日条。
- (24) 前註(5) 所引の従二位賀茂朝臣在貞公肖像并序は在宗が大叔に乞うたもので、文明七年五月十四日の年記を有する。両者は在洛時知己であったと考えられよう。
- (25) 『蔗軒日録』文明十六年四月二十日条。
- (26) 『蔗軒日録』文明十七年四月十三日条。
- (27) 『蔗軒日録』文明十七年閏三月十二日条。
- (28) 『実隆公記』文明十七年閏三月二十九日条。
- (29) 『長興宿禰記』文明十九年五月二十日条。
- (30) 小林健彦「室町禅林における大名家在京雑掌の活動―相国寺大智院競秀軒の場合―」(『中央史学』一三三号、一九九〇年)。また、在重が興文と連携を取りつつ大内氏のために活動していたことは、『実隆公記』長享二年秋十月紙背文書」所収(長享二年)七月二十六日付図書頭(勘解由小路在重)宛東周興文書状などに窺える。
- (31) 『実隆公記』文明十八年五月六日条。
- (32) 『実隆公記』文明十八年七月四日、八月二十八日、同十九年正月二十七日条。
- (33) 管見の限り、在重の日時勘文の初見は『北野社家引付』長享二年正月十九日条所載の同日付勘文、天変地妖勘文の初見は「天変地妖記」所収長享二年正月二十八日付勘文である。なお「天変地妖記」については次章を参照。
- (34) 「天変地妖記」所収明応二年三月日付勘文。
- (35) 『実隆公記』明応四年八月二日条。
- (36) 東京大学史料編纂所所蔵原本。この文書の存在については、設楽薫氏のご教示を得た。
- (37) 明応三年における足利義材上洛の風聞は、『後慈眼院殿御記』に活写されている。
- (38) 『後法興院記』明応八年七月一日、二十日条、『鹿苑日録』同月一日、二十日条。『大乗院寺社雜事記』同月二十一日条。
- (39) この文書の料紙の紙質については、中藤靖之氏のご教示を得た。
- (40) 『後慈眼院殿御記』明応三年八月十日、十五日、九月七日、九日、十一月三日、十一月一日、二日条。
- (41) 「不問物語」の史料としての信憑性については別稿を用意している。
- (42) 『実隆公記』永正五年八月二十六日条。
- (43) 摺曆座相論については別稿を用意している。
- (44) 『実隆公記』永正六年三月四日、五日、十一日条。
- (45) 「頼継卿記」所収(永正十二年)十一月二十八日付勘解由小路三位(在重)宛後柏原天皇繪旨。
- (46) 『実隆公記』永正五年七月二十四日、二十五日、三十日、永正六年正月六日、十五日、二十日、二十二日、二十六日、二十八日、二月三日、四日、八月十四日条。
- (47) 「高嶺大神宮文書」所収高嶺大神宮御鎮坐伝記。
- (48) 『親孝日記』大永元年八月二十七日、九月四日条。
- (49) 木場明志「曆道賀茂家断絶の事―永禄く文禄期宮廷陰陽道の動向―」(北西弘先生還暦記念会編『中世社会と一向一揆』吉川弘文館、一九八五年、のち村山修一ほか編前掲『陰陽道叢書』二に再録)。
- (50) 遠藤克己「天変地妖勘文について」(『日本大学史学科五十周年記念歴史学論文集』日本大学史学科創立五十周年記念事業実行委員会、一九七八年)。
- (51) 小野晃嗣「中世に於ける製紙業と紙商業」(『歴史地理』六七巻四・五・六号、一九三六年、のち同『日本産業発達史の研究』至文堂、一九四一年(法政大学出版局、一九八一年復刊)に収録)。
- (52) 拙稿「細川氏の同族連合体制の解体と畿内領国化」(石井進編『中世の法と政治』吉川弘文館、一九九二年)。
- (53) 拙稿「細川政元と修験道―司箭院興仙を中心に―」(『遙かなる中世』一一二号、一九九二年)。
- (54) 百瀬今朝雄「応仁・文明の乱」(新版『岩波講座日本歴史』七、岩波書店、一九七六年)。
- (55) 「政所惣檢校益永家職掌証文写并諸事」所収文明十一年十二月七日付勘解

由小路在宗勘文、「正任記」文明十年十月十八日、二十七日条。

(56) 『実隆公記』天文二年三月二十六日条、『言継卿記』同月二十二日条。

(57) 勝俣鎮夫「美濃斎藤氏の盛衰」、『岐阜市史通史編』原始・古代・中世、一九八〇年、のち同編『中部大名の研究』吉川弘文館、一九八三年に再録。

(58) 「家秘要録」三所収永禄四年卯月日付土御門有春勘文、およびその奥に付された注記。

(59) 正親町三条公治・実望父子の動向については、家永遵嗣「明応二年の政変と堀越公方府の滅亡」(同『室町幕府將軍権力の研究』東京大学日本史学研究室、一九九五年)に詳しい。

(60) 戦国期における公家の地方下向についての研究の概観は、橋本政宣「関白近衛前久の京都出奔」(『東京大学史料編纂所研究紀要』四号、一九九四年)のはじめにを参照。